省　令

○総務省令第十九号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等に係る対象手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

総務大臣　片山　善博

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令の一部を改正する省令

第五条を次のように改める。

第五条　削除

附　則

この省令は、公文書等の管理に関する法律施行令の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

○総務省令第二十号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第三項の規定に基づき、登記印紙の売りさばきに関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

総務大臣　片山　善博

登記印紙の売りさばきに関する省令を廃止する省令

登記印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第七十二号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　郵便事業株式会社の代表者（その委託を受けた者を含む。以下「会社の代表者」という。）が平成二十三年三月三十一日までに売りさばいた登記印紙（以下「印紙」という。）の代金の納付に関する事務については、この省令による廃止前の登記印紙の売りさばきに関する省令（以下「旧省令」という。）第五条の規定は、この省令の施行後においても、なお効力を有する。

第三条　平成二十三年三月三十一日において会社の代表者が保管する印紙に関する旧省令第四条、同第五条第四項、同第六条並びに同第七条第一項及び第二項に規定する事務については、なお従前の例による。

第四条　会社の代表者は、法務大臣に対し、会社の代表者が印紙の売りさばきに関する業務の委託をやめた旧省令第五条第一項に規定する販売者等、受託者又はこれらの者の相続人のそれぞれからこの省令の施行後において買い戻した印紙及び会社の代表者が故意又は重大な過失によらないで損傷したと認めて、同項に規定する販売者等、受託者又はこれらの者の相続人のそれぞれからこの省令の施行後において買い戻した印紙に表された金額の百分の九十九に相当する額の合計額を請求することができる。

2　会社の代表者は、前項の規定による請求をする場合には、法務大臣に対し、同項に規定する買い戻した印紙の種類及び数量その他必要な事項を記載した書面（以下「報告書」という。）を提出しなければならない。

3　前項の報告書には、第一項に規定する買い戻した印紙を添付しなければならない。

○財務省令第八号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

財務大臣　野田　佳彦

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二十四号の二の㈣の注意事項3(1)中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「法」を「当分の間、法」に、「から平成二十三年三月三十一日までの間」を「以降」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第三十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十三条の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項を次のように改める。

法第十三条の二の厚生労働省令で定める者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。

第十五条の二第二項中「地域産業保健センター事業」を「国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十三号

国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）及び国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第百八号）を実施するため、不要存置林野の売払いについての国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び国有林野の活用に関する法律施行規則の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

不要存置林野の売払いについての国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び国有林野の活用に関する法律施行規則の臨時特例に関する省令の一部を改正する省令

不要存置林野の売払いについての国有林野の管理経営に関する法律施行規則及び国有林野の活用に関する法律施行規則の臨時特例に関する省令（昭和三十四年農林省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

「平成二十三年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日

経済産業大臣　海江田万里

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年度までに六十二パーセント」を「平成二十七年度までに六十四パーセント」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。